

特定機械等の検査証の有効期間の延長措置に関するお知らせ

(ボイラー及び圧力容器安全規則/クレーン等安全規則/ゴンドラ安全規則)
～ 新型コロナウイルス感染症まん延の影響を受け、ボイラー及び圧力容器安全規則等の一部改正 ～

施行の日(令和2年4月20日)から令和2年7月31日までの間に検査証の有効期間が到来する特定機械等のうち、次の から までのいずれかに該当し有効期間内に性能検査を実施することが困難なものとして労働局長が認めるものについては、検査証の有効期間を延長(4ヶ月を超えない範囲)することが可能となりました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため外出の自粛が要請されること等に伴い、特定機械等を設置する事業場又は登録性能検査機関において、性能検査の実施が困難であるもの。

プラントの定修工事に合わせて、登録性能検査機関のみならずプラントの各設備の補修等を行う多くの業者が輻輳する中で実施する性能検査等、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止の観点から性能検査の実施が困難であるもの。

その他、特定機械等を設置する事業場から検査証の有効期間の延長について申請があり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止のため当面性能検査を実施することが困難であると認められるもの。

【注意】新型コロナウイルス感染症と関係のない理由のものは認められません

- ・ 特定機械等の検査証有効期間延長申請書(様式1)

申請先： 〒520-0806

滋賀県大津市打出浜14番15号滋賀労働総合庁舎5階

滋賀労働局 労働基準部 健康安全課 電話 077-522-6650

注) 申請はできる限り郵送にてお願いします。

その後、有効期間延長の認定・不認定の通知を行います。